

「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 只見地域の豊かな自然環境や天然資源をより所にした地場産業を育成し、発展させることを目的に、只見町の伝承産品の技術伝承、開発、販売を行う町内事業者に対して伝承産品の技術伝承、品質の向上、パッケージや販売促進ツールの制作を支援し、「自然首都・只見」をブランド化することについて、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において伝承産品とは、只見町の天然資源、農産物資源を利用した只見地域に特有のものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当する者で、町税等の未納がない者とする。

- (1) 伝承産品の技術伝承、開発、販売に取り組む只見町内の個人、生産組合、団体、法人、集落等
- (2) その他町長が適当であると認める個人、生産組合、団体、法人、集落等

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象は、伝承産品の振興に要する別表に掲げる経費とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(補助額)

第5条 補助金の額は、1件につき30万円以内で交付するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定された事業者が補助対象となった伝承産品を販売する際は、パッケージ等に「自然首都・只見」ブランドのロゴを使用することとする。

(申請書の提出等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、次に掲げる書類を別に指定された期日までに町長に提出するものとする。

- (1) 「自然首都・只見」伝承産品振興支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

(交付決定等)

第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに「自然首都・只見」伝承産品振興支援補助金交付審査会（以下「審査会」という。）において、その内容を審査の上交付決定し、申請者に通知するものとする。

2 審査会の構成員は、町長が任命する者とする。

(事業実施計画の変更)

第9条 補助金交付決定を受けた補助対象事業者は、事業実施計画の変更をしようとするときは、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実績の報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、当該事業が完了の日（事業の中止又は廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 「自然首都・只見」伝承産品振興支援補助事業実績報告書（様式第5号）

(2) 事業経費の決算書（様式第6号）

（支出内容が確認できる領収書又はレシートなどの写しを添付）

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求及び支出）

第11条 補助金の支出は、補助事業が終了した後に補助金交付決定を受けた補助対象事業者の請求によるものとする。

2 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、補助事業が完了した場合は、前条の実績報告書とあわせて補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、補助事業推進上特に必要と認めた場合においては、前項の規定にかかわらずこの要綱に定める補助金について、概算払いの方法により補助金を交付することができる。この場合は概算払請求書（様式第8号）によるものとする。

（会計帳簿等の整備）

第12条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を10年間保存しておかなければならない。

（書類の提出）

第13条 町長は、補助金に係る予算執行の適正を期するために必要があるときは、当該者に対し、この要綱に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

事業種目	事業内容	経費区分	補助対象経費の内容	補助金の額
技術伝承事業、品質向上事業、伝承製品のパッケージ・販売促進ツール（広告等）の制作事業	伝承製品の振興に必要不可欠な取り組みのうち、伝承製品の技術伝承、品質、販売情報価値（パッケージデザイン、広告イメージ）を向上させることを目的とした取り組みを支援する。	報償費	伝承製品の技術伝承者への講師謝礼	補助対象経費は1件につき30万円以内
		需用費	印刷製本費	
		委託料	パッケージおよび広告のデザイン・作成、品質向上のためのデザイン等を委託する費用	
		その他	上記以外で町長が認める経費	